平成３０年（フ）第５１号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘４―408
破産者　浅見　　潔
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３７号
東京都国立市西２丁目11番地の30関ビル第一502
破産者　高田　　瞬
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１４９号
東京都八王子市南大沢４丁目12番地５―308
破産者　柴田　勝美
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３１号
静岡県富士市川成島316番地の１パセリット美土原202号
破産者　株式会社ＥＯＭ
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２３２号
静岡県静岡市清水区大坪２丁目１番１号
破産者　合同会社ヴィガラス
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第６１２号
神戸市中央区雲井通４丁目１番21号クオーレ三宮一番館803号
破産者　株式会社00
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５６号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目３番15号
破産者　株式会社ススキ
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎65番地の７
破産者　柳沢工業株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
栃木県那須郡那須町大字豊原乙1957番地４
破産者　株式会社ＨＲプランニング（旧商号株式会社サンワールド）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第４１号
栃木県那須塩原市上横林１番地１
破産者　オヤシン株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１３４号
千葉県山武市雨坪177番地６
破産者　佐藤　純子（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
岐阜市茜部大野１丁目６番地
破産者　株式会社ダヴァンタージュ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０８号
静岡県浜松市浜北区小松3092番地の１
破産者　株式会社ユニオン
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
静岡県浜松市東区下石田町959番地の２
破産者　有限会社装研工業
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
三重県伊賀市市部2615番地の29
破産者　福森　篤美
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１２０３号
京都府八幡市下奈良名越32番地の１
破産者　アーステクノ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６３号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目９番６号
破産者　有限会社リッテル・サプライ
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６４号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目９番６号
破産者　有限会社シュロス・システムコンサルティング
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８２０号
千葉市稲毛区宮野木町1752番地の175
破産者　有限会社みゆき酒店
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５６号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地６棟202号、開始決定時の住所千葉市緑区おゆみ野６丁目16番地１　ラ・セゾン今井102号
破産者　宮坂　嘉男
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係